

それから、団地内の道路の街灯等でございますけれども、これについては、市の方として、例えば加美平団地、熊川住宅、その他の公団住宅等にありますが、市道として認定しているものがあればあるわけでございますけれども、それにつきましては、当然市の方で街灯あるいは道路の維持管理というものはなされております。あと、その他の施設につきましては、前述いたしましたように、それは公社、公団の施設の中の共同的なものの共益費の中で判断される道路というのですか、通行道路というふうな必要なものだというふうな解釈でございますので、この辺も御理解いただきたいと思います。

○市民部長（岩崎好亮君） 自席からお許しいただきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

団地の中のダストボックスのことについての御質問でございます。現状では、ただいま市長が基本的な考え方を申し上げたとおりでございます。今のところ、いわゆる財政を補助するとか、ダストボックスを設置するとかというのは、大変難しい問題があるかと思っておりますので、今後、市の清掃のあり方についてのダストボックスについては、検討しなければいけないのではないかとこのように思っています。

○十二番（原 敏子君） それでは、自席から再質問させていただきます。

では、順を追いまして老人福祉の関係ですが、これまでたびたびこれらの問題は、質問しておりますので、理事者の皆さん、市長の老人福祉に対する考えられておられる見解などは、私自身が十分承知はしております。そういう上に立ちまして、さらに進めていただきたいという点から質問をさせていただきます。

もう私が申し上げるまでもなく、老人福祉というものの重要性、今市長が答弁されました本当に必要なんだと。今までも努力はしてきたが、まだまだ福生市としての施策の必要性というのでしょかね、そういうものはあるのだというふうに、今ありました。そして、市長ももう御承知だと思えますけれども、老人福祉法で見ましても、老人福祉法第二条に、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとするというふうに、老人福祉法にはっきり明記されているわけです。そこで、このことはもう市長と私との見解は一致するものとして、その立場の上に立って質問をさせていただきたいというふうに思っています。

老人入院見舞い金制度の関係ですけれども、これまでも私、老人入院見舞い金制度について、この四年間、何回質問をしたかというのと、五回か六回やっているのです。そのたびに、今の答弁にありましたまいばらく御猶予をと、こういうことがずっと言われてきたわけですけれども、いつかの質問のときに、老健法との関係では法的な規制があって、それではできないんだというふうな答弁がありました。確かに、老人医療費を有料化した老健法の絡みからいって、そのための補助をするものはできない。これは私も理屈でわかるわけです。ですから、福祉の観点からぜひともお尋ねしたいというふうに思っています。いましばらく猶予をと、この答弁、なぜ福生市で、いつまでもこういうふうに検討をしていかなければならないのか。例えば、今、実施している二十六市の中で八市、お隣の羽村町は老人入院見舞い金という名前ではありませんけれども、老人介護助成だとか介護手当だとかという形で、おむつの貸与だとか入院との関係で、こういうものを実施しています。だから、なぜできないのかと私の頭で考えると、いろいろなところ、実施している自治体やしていない自治体をそれぞれの立場で調査研究をされて、福生市に見合うかどうか、そういう点で検討を、この四年間されてきていて、いまだにこういう答弁なのかというふうな感じがしないでもないわけですが、これらはどういうふうにこれまでされてきているのか。できますならば、なぜいまだに検討を、猶予をと、という答弁になるのか。そこをを教えていただきたいと思います。ふうに思います。

もう御承知のように、本年七月一日から老健法が、私からいいますと改悪されました、お年寄りの入院費が、今一日四百円が八百円になるというような報道があります。これで見ますと、一カ月入院ということは、普通あり得ないわけですが、倍になるわけですよ、入院費が。ちょうど四百円が八百円になるわけですから。お年寄りの皆さんが入院されるというのは、一カ月、二カ月短期ということは、余り考えられないわけです。そういう点で、私はこの老健法の絡みで入院の見舞い金制度をつくるということではなくて、お年寄りの生活が苦しくなる。その家族の方々が生活が大変になるという観点から、お年寄りの福祉を充実するという点で、ぜひともこれをしていただきたいというふうに思います。これは、だから、あまり猶予ができない。あともう七月ですから、もうあと何カ月かで来るわけですから、そのと

ころをぜひ教えていただきたいのです。

それと、福生市の高齢者人口の推移を見ますと、非常に毎年早いテンポでお年寄りの皆さんの数がふえているわけです。東京都では、六十五歳以上の高齢者の皆さんの疾病率、病気になる率は六十五歳以上ですが、東京都の調査では五九%の方々が何らかの病気を持っているというふうに調査があるわけです。そういう点を認識していただいて、もう一度この見舞い金制度について質問をさせていただきたいと思ひます。

次に、高齢者の住宅の関係ですけれども、これも再三質問をさせていただきました、隣の――隣の例ばかり出して申しわけないのですけれども、昭島市では、この間もお話をしましたように、高齢者用の住宅、またあっせん事業が進んできているというふうに聞いています。そして、福生をはさんだ、今度は西の方の羽村町でも、高齢者住宅が町営でございます。羽村と昭島にはさまれた福生市で、高齢者住宅がいまだにできていない。十二月議会のときにもお尋ねしましたが、市営住宅の中につくるのは、今のところあれで、今度市営住宅を新しく建設するときには考えていくんだという答弁をいただいています。建設ということではなくて、民間の住宅、借家、そういう民間へのあっせん事業を早急に進められないか。これは、その前の答弁でもなかなか大家さん、不動産屋さんが「うん」と言わないのだというようなこともありすけれども、私はここ一週間ばかり生活保護の方の住宅を一生懸命に探しているところなのですけれども、その関係で、市内にある不動産屋さんに片っ端から電話を入れました。生活保護でもなかなか借してもらえないという実態が確かにありますので、高齢者の皆さんが貸してもらえないという実態は同じようにあるんだろうというふうに、これも認識します。ただ、福生市が、民間アパートなり住宅を借り上げて、それを高齢者の皆さんに貸すという点では、これは何とかなるのではないかというような不動産屋さんも何軒ありました。

そういう点では、高齢者住宅、この問題も何回もやっているわけで、こういう努力がこれまで、この間の部長の答弁では、家を貸してほしいと来る市民が今のところいないなどというふうに言われました。けれども、これから生まれてくるのは間違いないことだと思います。ですから、この努力をこれからもさ

れるかどうかということ、家賃の補助の関係です。医療費が上がり、入院見舞い金制度もなかなかできない。おまけに消費税が導入されて、家賃も今、福生市で五万円以下の家賃を探すのは、非常に大変なことです。しかも、入居するに当たって、六カ月分要するというのです。五万円で六カ月分、三十万円かかるわけです。そういう点から見しても、私は高齢者の皆さんの家賃の補助というのは、もうこれは相手がなくてもその気になればできるわけで、ぜひこれは実施していただきたいというふうに思います。都内では、幾つかやっている自治体もありますけれども、これらのこと、もう一度、これは聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、在宅福祉の関係ですけれども、十カ年戦略を政府が出しましたけれども、その中では寝たきり老人をなくすとかいろいろなことがありました。今、市長の方の答弁でもありました。社協への補助金を来年度増額して、在宅福祉を充実させるのだと。大変喜ばしいことというふうに思います。寝たきり老人のところから始まるわけですけれども、今、福生市の在宅福祉で寝たきり老人を取り上げてみますと、市長が今、言われました短期に預かってもらうショートステイは今秋川市の松楓園にお願いをしているわけですけれども、福生市はショートステイは一泊二千五百円で個人負担となっています。特殊入浴料、寝たきりの人が入るおふろ、これは一回が三千円です。それで、ひとり暮らしの給食サービス、やはりそこをつくっていただいて、ボランティアの方がお配りしていますけれども、これが一食二百五十円。御存じない方もいらっしゃるので、ショートステイ一泊、秋川市は千七百円です。入浴料は秋川市は八百円、給食は福生市より高くて三百五十円。羽村町はどうかというと、ショートステイも入浴料も給食費も、すべて無料です。ショートステイも給食も、それはいろいろあるのではありませんけれども、おふろの入り方は値段が違ふと入り方が違うのか。例えば時間が短いとか長いとか、人の手が多いとか少ないとか、そういうことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたところ、それは全く変わらないということでありす。秋川市には申しわけないのですけれども、いろいろな点で、私は福生市の行政は福祉の面で秋川市より進んでいるというふうにと確信していたのですが――秋川市には申しわけないと思ひていますけれども――この在宅福祉の寝たきり老人の三つの施策を見たときに、これはまずいな、福生市は秋川市よりおくれている

福祉の分野があったというふうに痛切に感じたわけです。社協に補助金が出されて、これらも秋川市並み、羽村町並みになるかどうかということは、これから施策を見てみななければわかりませんけれども、こういう事態をどのように考えられているのか、まず一点お尋ねしたいと思います。

それと、いろいろなものがあるわけですが、大体福祉の在宅福祉というのは、ほとんどが社会福祉協議会に委託しているのかな、何か社会福祉協議会でやっていたいていっているわけですが、今まで幾つも言いました。理容サービスができないかとか、私もいろいろ他市のところを調べてまいりまして、他市がやっていた福祉市ができてしまうもの。その一つにおむつがあったわけですが、そのおむつが来年度から実施できる。それで、今度は理容だとか美容だとか、そういうことだとかいろいろあるわけですが、羅列すれば幾つもあるもので、今回は羅列しませんが、これらの在宅福祉、今は社協に委託していますけれども、私は秋川市などとの値段の差を見たときに、なぜ秋川市や羽村町がこんなに福祉市より低額でできるのか、無料でできるのかと、このところを調べましたら、社協ではなくて、秋川なら秋川市の福祉でやっているというところなのです。社協に委託していないということなのです。ですから、これから高齢者福祉の考え方については福祉市のように社協にお任せするというのではなくて、福祉部の方でやっていくというふうなお考えがあるのかどうなのか。それをぜひ在宅福祉のところでも聞かせていただきたいと思っています。

それと、痴呆性老人の関係ですけれども、今言われました。確かに東京都のものが出まして、福祉市には特別養護老人ホームがありますので、そこが十分に活用できれば、比較的簡単というところと語弊がありますけれども、安易にできるような気がするわけですが、痴呆性老人が年々ふえていく中で、東京都は、老人人口の四％が痴呆性老人の発生率だということです。福祉市では、去年の六月議会で、私が計算した中では、東京都の計算でいきますと、百六十七人の痴呆性老人がいらっしゃるといふようなことです。本当に、この痴呆性老人の面倒を見るのは、私自身の経験からいっても非常に大変なことなのです。特別養護老人ホームになかなか入れない。そういう中で、昼間預かっていただけのデイホームができれば、どんなにそのお年寄りと家族の皆さんが生活がしやすくなるか。そのことを考えたり、この痴呆性老人のお年寄りの痴呆の進み方も、家庭で介護されるだけではどんどん進んでいくのです、現実には。そういうような専門家

に見ていただければ、痴呆も進み方が遅くなるということからも考えて、このデイホーム、託老所の問題、重要性は感じるというふうに言われるのですけれども、その重要性の考え方。言ってみれば、福祉市ではこういうふうに考えていてこういうふうにしたいたいのだという、そこまでぜひ答弁がいただけないものかというふうに思います。

次に、団地の問題ですけれども、団地につきましては、共益費というのは公社と住民が協議をして、それは当然決まっているわけです。加美平団地は共益費の平成元年度の決算の見込みでみますと、一か月九百円です。先ほど登壇してお話したとおりなのですけれども、一つ、公園についてはなのですが、団地の中の公園は当然、公社の土地です。公社としては寄附をしないと書いています。それは、公社を建てかえるときに、あのまま建てかえるというふうにはならないと思いますから、それは寄附をしたら建てかえることができなくなるというところで、寄附はしない。しかし、私は思うのです。どうしてもそこがわからないのです。地域に児童遊園がほしいということ、地主さんにお借りをして、それなりのお礼をして、児童遊園があちこちにできています。それと同じように団地は考えられないのでしょうか。この間の志茂の児童遊園も地主さんからお借りしておりますが、地主さんの都合でお返ししまして、今、マンションというかそういうものが建っておりますが、そういうふうな公社の都合で、返さなければいけないときにきちっと返すような、そういう契約、今の児童遊園と同じような契約をしておけば、私はこれは市内に点在する児童遊園と同じようにできるのではないかというふうに思うのですけれども、そのできない理由ですね、それをぜひ聞かせていただきたいと思うのです。

そして、もしそれができないということならば、では砂場の砂の補充ぐらい。あそこに住んでいる人だって市民ですし税金も払っているわけです。ほかの高層住宅と同じようにするんだと言われますけれども、先ほど登壇してお話しましたように、六千人以上の方が住んでいる、そういう大きなマンションがほかにありますか。例えば、加美平団地を見ましても、二千六百人を超える人が住んでいる。一つのそういう大きな高層住宅がありますか。ありませんね。そういう点で見たときに、私はもっと団地住民の皆さんの負担を軽減するという、そういう立場から何らかの方策が見出せるのではないかというふうに

思っていますのでお願いします。

水道の動力費、電気料もそうですけども、部長が言われましたけれども、それはそうでしょう。専門家が言われるわけですから、三階までは市の責任で、それ以上はその建設主なり住民の責任なんだ。だから、かかるのは仕方がない。でも、聞くところによると、他市では、こういう団地について、動力費の水道を補助したり全額出しているところがあるというふうに聞いていますけれども、その点はどうなのでしょう。そういうことができないのか、そういうことを、私、前にもこの問題、質問していますので調べられていると思いますけれども、そこはどうなのか。

それと、あとは街灯、防犯灯の関係ですけども、部長も答弁されて、そんなのはわかっているのですよね。ただ、防犯灯という点から考えたとき、道路灯、道路を照明する電気とか、そういうところはあれですけども、例えば、私のうちの近所を例にとりましても、もうそれぞれの市民の生活されているところというのは、公道であったり私道であったりいろいろ絡み合っています。そういう中の公道に、今防犯灯なんかがついて、街路灯がついているわけです。団地の中では、それは公社の中の土地だと言われるけれども、団地住民の人にとっては、団地の棟と棟の間の道は生活道路なわけです。そうですね。そのための防犯灯という点で見たときに、確かに法律からいったら、公社の土地だから公社が責任を持つんだということもわかりますけれども、防犯という立場からはどうなのでしょう。そこ、そこ、そこ。

それと、ダストボックスの関係ですけども、これは前回も質問しましたので、今のところの答弁はわかっています。なぜ団地が今でもダストボックスなのでしょうか。ダストボックスでなければ、市の方としては、ごみ収集ができないのでしょうか。市としての団地におけるごみ収集のあり方について、今後どういうふうに考えられているのか、それがありませんたらお願いします。というのは、ダストボックスを買いかえるのも大変だけれども、清掃する人、人件費はともかくとして、今は清掃する人がいなくなっているのです。そうすると、毎年、二年おきに百十個、言ってみれば五十五個ずつ買い換えなければいけなくなるわけです、二年しか持たないということだから。えらい住民負担になるという点で、このダストボックス収集を考え直す、こういう時期に来ているのではないかというふうに思います。市の考え方を教え

ていただきたいと思えます。

それと、次に図書館についてです。図書館の問題につきましては、教育長も答弁されました、去年の十月の広報でも市長への手紙に市民の皆さんから夜間開館をしていただきたいというのがありました。人的な問題でできないのだ。人の問題でできないのだということも承知しています。教育長は、夜間の開館は必要と考えているし、認識もしている。今年度、組織の見直しがあるので、そこでというふうに言われました。そういう中で、ぜひ聞かせていただきたいのですけれども、今、ほかの自治体では夜間の開館をしているところがございます。それぞれの自治体でさまざまな形態でやっていますが、週一回開いていたりと二回開いていたりと、毎日というところがあるかどうかかわかりませんが、そういうふうな。こういう中で、福生市の中央図書館で夜間の開館をするに当たって、何人職員が必要だというふうに、きつと計算されているのだらうと思うので、それを聞かせていただきたいと思うのです。そして、市長が施政方針でも言われました。そして、教育長も必要だというふうに言われました。ですから、私は早期にこれができるものというふうに期待をしておりますけれども、今の教育長の答弁だと、三年度に組織の見直しがあるというだけでは、何かもうちょっとそこ、教育委員会としてはやりたいというふうに考えているから、これだけの人的な問題を要望するのだとか要求するんだとか、そしてそういう決意のほどと、市長におかれましては、教育委員会が担当だと言われました。市長が市の職員を増員して図書館に配置しなければ、幾ら教育委員会がしたくてもできないわけですから、市長としては、この夜間の開館をするために、そういう人との関係はどういうふうに考えられているのか、ぜひ聞かせてください。

それとあとプールかな、スポーツ施設の関係ですけども、ちょっと計算しますと、こういうことなのです。今、福生市に三つのスポーツセンター、温水プールがあるわけです。私はこの三つの施設があって、営業していて、しかもその営業が成り立っているという点では、私は市民の皆さんが——市民だけではないでしょけれども——多くそれを利用されているというふうに確信するのです。これは、今、温水プール、水泳というのは、今の時代のスポーツ的なものでは、最大のもののだらうというふうに思っています。民間スポーツセンター、施設のこの温水プールの使用料などを計算してみますと、年間週一回利用し

て、六万円から七万五千円ぐらいかかるのです。週一回ですよ、週一回利用して。二月の十一日に羽村のスイミングセンターができました、これは大人が二時間で四百円です。子供が二時間で百円。これで週一回を計算してみますと、どれだけかかるかという点では、非常に差があるわけで当然だというふうに思いますが、私は福生地区に体育館をつくるときに、同時に併設しなければ、なかなか温水プールをつくらうと思ってもつくりづらい状況が生まれてくるのではないかなと思うのです。新しくするときに同時にやる。そういう点ではどうなのでしょう。

それと、福生地区に体育施設を設置するというふうな実施計画書をこの間、いただきまして、平成五年度用地買収というのが出てまいりましたけれども、これから用地買収だから、まだこれ先の話ですけれども、その目的の土地、用地買収をしようとする土地、その地区の周辺住民の皆さんと話し合ったり、どういう地区体育館にするかというような話し合い、要望などを取り入れる、これはまだ先の話ですけれども、ついでにちょっとこのところ、そういうお考えがあるかどうか聞かせていただきたいと思います。

○議長（仲村清信君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十八分 休憩

午前十一時 十一分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（石川和夫君）

それでは、福祉の関係につきまして、御答弁させていただきます。

まず在宅福祉につきましては、これから高齢化が進む中でどうしてもやっていかなければならない問題であるとは認識しておりますけれども、これらの福祉行政を進める中では、やはり所得の多寡によってだけでなく、すべての方々が福祉を受けなければならないのではないかと、そんなふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、御提案の入院見舞い金制度につきましても、所得の問題ですとかというふうなものも踏まえた中で、また財政的な問題も考える中で考えていかなければならないというふうなことも言えるかと思えます。

それから、住宅の関係でございますけれども、国あるいは東京都でも言っておるわけでございますけれども、高齢者のみならず障害者あるいはひとり親家庭等も、やはり住み慣れた地域で安心して暮らせるということが望ましいわけでございまして、これら福祉を進めていく中での基礎であるわけでございまして、高齢者住宅の問題等につきましては、やっていかなければならないと思っておりますけれども、高齢者や障害者あるいはひとり親家庭というふうな中で公営住宅の確保、また民間アパート借り上げのあっせん事業、そういったようなものを考えていかなければならないかと思っております。

それから、在宅福祉、寝たきり老人のショートステイあるいは入浴等の関係でございますけれども、現在、秋川市にあります松楓園にお願いしておりますショートステイにつきましては、一泊二万九千八百円というような額でございます。その一部を御負担いただいております。ちなみに入浴につきましては一回一万一千円ということでございます。給食につきましても六百七十円というふうなことでございます。こうした中で、やはり応分の負担をしていただくのは、これから福祉を進める中で必要ではないか。そんなふうに思っているところでございます。

それから、社協におきましての事務委託と申しましょうか。それらの関係につきましては、御指摘のよううに、見直しを必要と考えております。特に平成三年度におきましては、組織の見直しというようなこともございますので、あわせて考えていきたいと思っております。

それから、痴呆性老人の関係で託老所というふうなことでございますけれども、先ほど市長の御答弁の中にもございましたけれども、（仮称）福祉センターにつきましては、日中介護というようなことを考えておるわけでございまして、二十四時間といいましようか、必要なものにつきましましては、できるならば市内にあります専門の施設の近くにでも確保できまして、そこによって指導できれば大変望ましいことであらう。そんなふうにご考えておるところでございます。

○建設部長（小野光朗君）

引き続きまして、団地住民の負担軽減につきまして、御答弁申し上げます。まず、この負担軽減でございますけれども、総論としてでございますけれども、やはり公社、公団とい

う一つのそういう公的というのでしょうか、公共的な組織というものに対して、市が動力費とか電気代というものを出すということの財政上の問題が、まず非常に難しい問題があるのではないかと思います。また、それとともに、民間の例えば開発しているところがございますけれども、そういうところでも、やはりそういう問題がもし出てきた場合に、出さないというふうなことになりますと、やはり公平、不公平の問題が出る。規模の問題はともかくとして、制度上の問題が出るのではないかと、ということがまず前提にあるのではないかと思います。それとまたあと住宅公団、公社の建物というものの、施設というものについては、一つの都市計画上の見地から見て、住環境というふうなものもある程度整備された中での施設だというふうな解釈もあるのではないかと思います。

そういう中で、まず公園についてでございますけれども、公社の立川の管内の営業所に聞いたところ、今のところそういう事実はない。要するに、貸したという事実がないそうでございます。ただ、将来、建てかえということが出てくるわけでございますけれども、そういう中では、やはり市の方からの強い要望等があれば、また検討して、市の方に寄附するというふうな問題が出てくるかなとは思っております。そういう段階の中ですと、やはり砂等についてでございますけれども、加美平を含めて四カ所の公園で、年間四、五十万円出ているのでございますけれども、当面、また市管理ということにならないとなりますと、今申し上げましたとおり、ちょっと難しいかなと思います。

次に、街灯でございますけれども、これもただいま申し上げましたとおり、公園と同じ解釈でございます。

それからあと水道につきましては、二十五市町でそういうふうな水道の動力費等を出したという事実は、今のところ承知しておりません。基本的には受水槽、タンクまでが市の責任ということで、これは全体としての水道の立場とそういう方針で進んでおりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○市民部長（岩崎好亮君） 団地におけるダストボックスのことについての御質問でございますが、ダストボックスは、過去にテストケースで、市内に設置したという経過もありましたが、その後、検討しますところによると、不法投棄だとか交通上の支障の問題だとか管理上の問題がありまして廃止した。しかしな

がら、団地だけにおいては、世帯数が多いということから、ポリバケツなどの収集が置き切れないというようなことでダストボックスを使用していたと、そういう経過があるということでございます。そういうような経過を踏まえまして、今度は市といたしましてはどうするかという御質問もございます。ダストボックスにはいろいろ問題があるというふうに聞いております。私の方としては、でき得るならば、現在、マンション等で設置されています屋根つきの専用収集所といいますか、そういうものを公社等で設置していただければ、非常に都合がいいのではないかと、こういうふうに思っているところでございます。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、図書館の関係と体育館について、御答弁申し上げます。

まず図書館の関係でございますけれども、教育委員会といたしましては、先ほども教育長が御答弁申し上げましたとおり、前向きにサービスを図っていききたいという考えでおります。ただ、職員が何人必要かということでございますけれども、これは他市の状況等もいろいろあります。それから見て、福生市としては、最低でも週二日程度は夜間開館を行う必要があるだろうという考えでございます。したがって、職員体制につきましても、その日数によって異なってくると思われれます。したがって、今後、そういうものにつきましても、日数とかあらゆる点を検討する中でそういったものを検討してまいりたい。今は何人必要ということとは、まだ出ておりません。

それから、体育館の関係でございますけれども、こういった体育館をつくることにつきまして、こういう体育館をつくるとか、そういった建築をするための話は、地域住民には当然しなければならぬと思えますけれども、施設の内容の問題につきましては、昨日も堀川議員さんにも御答弁申し上げましたとおり、熊川体育館の、非常に使いやすいいという市民からのお話がございます。したがって、そういったものを含めまして、今後十分検討していきたい。また、協議としては、教育委員会にもいろいろ団体がございますので、そういった団体との話し合いを通して市民の声を聞いていきたいというふうに考えております。

○助役（浅見裕康君） 図書館の夜間開館につきましての人の問題でございそうですが、教育委員会から要求があった場合に、市長はどうするのだということでございますけれども、先ほど、教育長からも答弁

申し上げましたように、平成三年度で組織の見直しを、全体を見て行いたいと思います。その中で、一応結論づけていきたいと考えております。よろしく願います。

○十二番(原 敏子君) それでは、老人入院見舞い金制度のところから、先ほど答弁ありまして、六百二十九万円と言われたかな、町田市と同じようだとね、私が調査したのも、それは若干ちょっと多いようですけれども、言ってみれば六百三十万円前後あれば、町田市と同じような見舞い金制度が実施できるということも明らかになりました。

それと、いろいろなやり方がありまして、羽村町などと同じようにやれば、もっと財政的なものが少なくなるということも考えられますし、幾つか自治体が行っているわけですから、せっかく福生がやるという時点では、やはり他市に劣らないようなものを実施してほしいと思います。今の部長の答弁の中で、六百三十万円程度が財政的にもどうのこうのというのがありましたけれども、例えば入院見舞い金制度を実施して、今の町田と同じような計算をして六百三十万円程度の財政がかかると思います。福生市の財政状況からいって、できないという財政的な関係から、施策ではなくて、お金の関係からいった場合、できないということはないですね、企画財政部長さん。六百三十万円をそれに出したら、例えば、今言った体育館ができなくなるとか職員をやめさせなくてはいけなくなるとか、そういうことはないと思うけど、そこだけもう一点だけ、それは企画財政部長さんに確認しておきます。

それと住宅の関係。確かにひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり親家庭、いろいろあります。それと民間アパートのあっせん、都の事業もありますし、私は先ほども言いましたように、貸す方にも事情があるわけで、なかなかあっせんするという点では、前回部長が答弁されましたようになかなか難しいんだ。だけど、努力するというふうに、前回答弁されましたね。それもう一回確認すると同時に、家賃の補助については、相手がいないわけですよ。それこそ、福祉事務所、福生市としてこういう方々の高齢者の住宅、年金暮らしの皆さん、消費税がかけられて大変な高齢者の皆さんの生活を、少しでも楽にするためには、家賃が非常に高くなっている今のような状況の中で、家賃の補助、例えば一万円でも二万円でも。そういうようなことを、今の時点で必要ではないかというふうに思うのです。二十六市の中でもやっている自治体

はありますよね。そういうことから見て、これについて、先ほど答弁がなかったような気がするのだけども。聞き漏れたら悪いけれども、もう一回家賃の助成について。

それと、これからも民間アパートをあっせんするという点で、それこそ政府の言う十カ年戦略のホームヘルパーが、それなりに政府の言うようにふえていけば、民間アパートや民間住宅をあっせんしてもケアーできるということはできるわけです。そういうことも含めて、ただそのホームヘルパーがきちっとできたから、そういうふうな住宅を探すというのでは、またまた後手になるわけで、これからも民間住宅、民間アパートのあっせん、それぞれの不動産屋さんとの交渉なども推し進めていくのかどうかということとあわせて、もう一回それだけ、家賃の助成と聞かせてください。

寝たきり老人の問題について言えば、寝たきり高齢者の皆さんの施策というのは山ほどあるのです。本当に山ほどある。そういう点では、今、松楓園でやっているそれなりの金額も聞きました。来年度から、白内障の助成もおむつの助成も出るようになりますし、登壇で申し上げましたように、幾つかの施策が前に――前に比べてというところとおかしいけれども、進んでまいりました。市長もまだまだ十分だと思っていないというふうに答弁されておりますので、これにつきましては、十カ年戦略で言う寝たきり老人をつくらないというのが、基本にあるわけです。その点を踏まえながら、寝たきりになってから、こういう施策をするというのは、それはそれなりにしていかなければなりませんけれども、寝たきりをつくらないような施策を、これからも十分検討していただきたいと思うのです。

三年度に組織の見直しがあるというところへ期待するわけですが、前回も言いましたけれども、そうするとその期待の中で、私は具体的に期待をしたいと思っていますのですけれども、高齢者福祉課とか、組織の見直しの中で、そういうようなものを、名前がそういうふうにかどうかかわからないけれども、高齢者を考えるような、そういうふうな見直しなども期待してよろしいでしょうか。やはり、厚生課と福祉事務所と一緒にやって、それであるとは保険年金課が老健法をやっているわけです。いろいろ相談に行くのに三つ行かなくてはわからないのです。それが、やはり一本化されるという点では、当然福祉の施策の進むというのはあるというふうに思いますので、私は名前はどうでも、高齢者福祉課みたいなのが

あるといいなというふうに思いますが、その点を聞かせてください。

託老所、デイホームにつきましては、(仮称)福祉センターができるのを一日も早くできるように首を長くして待っています。そこで、日中介護ができるようにしたいということは、そこにデイホームをつくるというふうに理解して、ありがたいというふうに考えています。そして、せっかくある特養の近所に、その特養が、施設が生かされるような、そういうものもデイサービスの的なものができるのだろうというふうに、今の答弁で感じましたけれども、ぜひこの点は、もう結構ですから、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それと団地の公園の関係ですけれども、この加美平団地と熊川住宅は、随分昔にできて、昔というとおかしい。加美平団地は昭和四十二年かな、建設が。その当時、今建てかえられました都営住宅、同じ東京都で公社と都営住宅とは、ちょっとまたあれが違いますけれども、都営住宅の場合などは、できた公園は市に寄附をするという形でした。それで、昭和四十二年にできました加美平団地の場合は、そういうような福生市の要綱みたいなものがなかったんだらうと思うのです。私もちょっとよくわかりませんけれども。なかったから、今のままになっているのだらうというふうに思うのです。そういう中で、今、部長はそういうふうに言われた。私のさっきの二回目の質問はそうじゃない。なぜ、他の児童遊園と同じようにできないのか。公社は貸している例がないと言われた。それはないでしょうね。ないから、今福生はやっていないのだけれども。それは絶対貸せないということなのです。福生市が児童遊園としてお借りしたいと言っても、東京都は貸さないのだからという御返事でしょうか。そのところを、ひとつ確認したいのと。

それともう一つ、公園で見ますと、加美平団地は地図で見ると用地が四角くなっているのです。福生市の公園をあの近辺に探しますと、あれは柳通りなのかな、福生病院の通りを越えた向こうに一つと、六小の所に一つしかないのです、福生の公園は。そうですね。そういう点では、市内に点在する、市内にある公園を市民が共有に公平的に受けるというところからいっても、私はおかしいものになるのではないかとこのように思うのですけれども、その点はどのようにふうにお考えでしょうか。

砂の補助も難しい。私が思うのはお金を出さなくたって、砂を持っていけばいいのです。そういうことも本当に難しいですか。なぜ難しいのでしょうか。それは、東京都の公社だから、言ってみれば上部団体に助成をするという点で何とか法というのでだめなのですか。そのところ、ひとつ。

それと、次に水道の動力費のことですが、今、部長が他市はこの動力費の電気代、補助をしているところはないと認識していると言われましたけれども、それで間違いありませんか。全部調べられてそういうふうに言われたというふうに確認してよろしいですか。私の方では、動力費の電気代は助成をしているところがあるというふうに聞いていますし、全額でなくても一定額補助をしているところもあるというふうに聞いていますけれども、それだけこれについては確認しておきたいと思っています。

街灯につきましては、いろいろ言うので、私は防犯という意味では、公道であらうと私道であらうと、公園の中であらうと学校の中であらうと、防犯というものは犯罪を防ぐという点で、防犯灯というものがあるというふうに考えるので、それでは、それはたまたま今は団地の住民の皆さんの共益費で電気代を賄っているけれども、例えばこの共益費、団地の住民の皆さんが、これは必要ないというふうに考え、必要ないといえますか、これはもう金額的に持てないのだというふうに考えたときのその防犯という点では、どういうふうに考えますか。

それとあとダストボックスの関係ですけれども、いろいろな経過があって、そういうことになったと思います。今、大きなマンションなどではステーション的にあります。加美平団地を例にとりますと二十四棟あるわけです。一つ一つの棟の前にこういうダストボックスを置くところがあるわけです。そういうところに、部長の言われましたマンション等で使用している屋根つきの収集所を公社にというふうなお話がありましたけれども、これにつきましては、団地の自治会の皆さん、住民の皆さんと十分検討していただいて、今私が聞くところによると、団地の住民の皆さんはもうダストボックスを維持管理していくことが非常に困難だ。お掃除する人もいないということも含めて。何とかごみ収集は自治体の仕事なわけだから相談に乗ってほしいというふうな話もありますので、公社との間に市が入っていただいて、住民の皆さんの希望をお聞きいただき、よりよいごみ収集ができるような、そういう方向に進めていただきたい。こう

いうふうに思うのですけれども、そういうふうな公社と住民との間に市が入って話を進めていけるかどうか、そのところだけ、最後聞かせてください。

それと図書館ですけれども、今、助役が来年度の組織の見直しの中でということ、非常に前向きな答弁というふうな雰囲気を感じましたので、ものすごく期待しておきます。それができると、次長が答弁されましたように、週二回程度の夜間の図書館の開館はできるというふうに思います。決算委員会のときも、図書館の職員の皆さんは夜間の開館は必要だというふうに、私の質問に館長が答弁をされています。助役がそういう答弁をされましたので、ぜひともこれが実現できますように……（「前向きじゃあったね」と呼ぶ者あり）雰囲気は前向きでしたよ。だから、ぜひともよろしく願います。

スポーツセンターの地域スポーツの関係ですけれども、熊川体育館の程度のようなものをつくりたいのだという、教育委員会のそういうお話がありました。だけれども、まだこれから用地買収が始まるわけだから、中身についてはまだまだこれから検討をされて、私に言わせれば、熊川体育館のいいもの、悪いもののいろいろな点があると思います。十分踏まえて、後からできるものはよりよいものをつくるということは、それはそうだろうと思いますので、そうなるとは思いますが、ぜひその地域の住民の皆さんに、ここにこういうふうな地域体育館をつくりたいと思うけれども、市としてはこういうものをつくりたいというふうに思うけれども、皆さんとしてはどういうものを望んでいますか。それを全部受け入れるか受け入れないかは別にして、そういう話し合いをぜひしてほしいなというふうに、さっきさういうつもりで言っておりますので、そういうふうなことができるかどうか、ぜひ聞かせてください。

それと温水プールですけれども、私が言うまでもないのです、この必要性というのは。もう私を初めこの議場に入っておられる方、皆さん本当は水泳をした方が、健康管理のためによろしいわけです。それで、私たちだけではなくて、約六万市民の皆さんの生活向上、健康を守るそういう点から見しても、本当にいいわけです。そういう点では、私は温水プールの設置というのは、ぜひとも必要だろうというふうに考えていますが、これについて、さっき次長は答弁をされなかったけれども、これから検討したいのだというこの程度なのかな。それとも、全然つくれないのですか。例えば、福生にも三つの企業が営業し

ています。私は市営の温水プールができるとそれに競合するかなと思ったりしたのです。だけれども、水泳をやっているプロの人にいろいろ聞いてみると、そうじゃないのだそうです。普通の市営というのは、言ってみれば遊びみたいなので、そういう中で企業的なところで、もっと向上させていくという、競合するものじゃなくて、とてもいいタイアップするようなものになるのだそうです。よく私はわかりませんが、そういうものだそうです。ですから、私は隣の羽村町にできた温水プールをぜひとも福生市にもと思ひますけれども、この点どうでしょう。

○企画財政部長（野沢久人君） それでは、最初に入院見舞い金のことに関しまして、財政的にどうかというお尋ねでございましたので、財政上の問題を考えていく場合には、政策の優先順位というのを、当然いろいろ考えるわけでございます。結局、この福祉の御質問での問題でいいますと、高齢者の問題としての在宅の問題あるいは家賃補助の問題、さまざま、要するに政策、施策というのが出てまいるわけでございますが、そういう中で優先順位あるいは重要度といったようなものが、福生の実態の中でどんなふうになっているか。その辺がまず一番最初の問題でございます。どちらにいたしましても、財政的には総体の額は限界がある金でございますので、そういったものを市長が申しますように、最大多数の最大幸福といったような視点の中から、どういうふうに配分をしていくかといったような課題になってくるわけでございまして、そのところが一番大きな問題ということになります。

さらに、この問題だけで言いますと、その額といったようなものもどの程度にやっていくのか。あるいは後年度の負担といったものがどんなふうになっていくかというような、全体的な要するに長期的な視点での財政計画上の問題といったようなものも絡ませた形で一つ一つの政策経費といったようなものを考えていかななくてはならないというふうに理解をしているところでございます。

○福祉部長（石川和夫君） 家賃補助の関係につきましては、住宅の確保等を考えていかなければならないというようなことでございますけれども、これらも含めた中で考えていきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

それから、組織改正の関係でございしますが、これから進めていかなければならない問題であるわ

けですけれども、ただ一つ、老人福祉課というふうな形のみではなかなか難しいのではないかと。特に、これからの在宅福祉というふうなことを絡めますと、老人だけの問題と障害者も含めた中での問題もあるわけ、その辺を十分検討した中で進めていかなければならないのではないかと、思うわけでございます。いずれにいたしましても、現行の組織そのものについては、若干の問題はあろうかと存じますので、組織改正に向かって検討してまいりたいと思っています。

○建設部長（小野光朗君） それでは、引き続きまして団地のことにつきまして、御答弁申し上げます。

まず、今、立川の営業所管内では、そういうふうなものはないということでございます。では、それを市が借りられるかということでございますけれども、この辺につきましては、将来の公社、公団の団地の建てかえ計画とか、あるいはその公園の所在地の位置、それとかあるいは財産管理上の問題、そういうふうな問題がいろいろとかかわってきて、ここですぐに貸せる貸せないというふうなことに、今御答弁できませんので、この辺については、またもう少し検討させていただきたいと思っています。

それから砂の提供でございますけれども、これもやはり市の公園としての管理でしたら、当然すべき問題でありますし、ただ砂といえども、やはり一つの現物支給というふうな解釈があるのではないかと思いますので、この辺について、まだ私の方でもちょっと補助金の方の規制に該当するのではないかと、思っております。

それから、水道については、これは東京都の方に今確認いたしましたので、今のところ、二十五市町の組合の中では、住宅水道につきましては承知していないということでございます。

それから、街灯につきましては、これはあくまで公社、公団の施設の中の街灯でございますので、その防犯についても、当然第一次的には公社、公団が持つべき問題だと思っておりますので、その辺についても御理解いただきたいと思います。

○市民部長（岩崎好亮君） ダストボックスについて、公社との話し合いをしていただくのかどうかというような御質問でございますが、この件につきましては、公社とそこにお住まいの方の問題であるというふうに解釈して、大変難しい問題であらうというふうには解釈はしておるわけでございますが、市といたし

ましては、ごみの減量といった問題とか、清掃という立場で住民の方だとか公社に、その旨をお願いをする立場で申し出等で、こういうふうにしてもらいたいという御要望はしたいと思っております。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、体育館について、地域住民と話し合いをするのかということでございます。熊川体育館を建て、今度は青梅線以東という形でどこかに一つ建てたいという考えでいるわけでございます。したがって、地域住民といってもなかなかどういうふうにするのか難しいのですけれども、いずれにしても、私の方としては最も使いやすい体育館ということを考えているわけですから、先ほども申し上げましたとおり、いろいろそういったスポーツ団体とかいろいろありますから、とりあえずそういった意見も十分に聞いてできるだけ反映させていきたいということでございます。したがって、限定してということではなくて、そういうお考えでぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、温水プールの関係でございますけれども、先ほども教育長からも御答弁申し上げておりますけれども、必要があるとかないか、可能性があるとかないかということではなくて、そういう必要性和可能性を求めて、今後研究していきたいということで御理解いただきたいと思います。

○十二番（原 敏子君） それでは、最後ですから要望させていただきます。

老人の入院見舞い金につきましては、優先順位があるのだと。では、私この四年間を自分で調べましたら、今回の一般質問を入れますと老人入院見舞い金制度をやってほしいという質問をしたのは八回目でした。もっとも、と声を大にして叫ばなければ、優先順位の先の方に入らないのかなと、今痛切に感じています。これからも、ぜひ選挙で勝って、この問題をやりたいというふうに思っています。

住宅の問題につきましては、家賃の補助も民間の借り上げもあわせて検討するのだというふうに、それは答弁をそういうふうに聞きましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。そして、今の組織の制度には若干の問題があるというふうな考えでいるというので、今度の組織改正はそれなりのとてもしないものができるのではないかと、いうふうに思います。大津市では、老人福祉課というのがありました。それがいいかどうかはわかりませんが、十分研究されていいものを、高齢化社会に対応できて、お年寄り